

# 宇都宮労働基準監督署管内

## STOP!労働災害 2021

### ～『安全文化』の確立に向けて～

宇都宮労働基準監督署  
一般社団法人宇都宮労働基準協会

#### 1 趣旨

近年の宇都宮労働基準監督署管内における休業4日以上之死傷災害は、470～500件の間で増減を繰り返しながら、ほぼ横ばいの状況で推移していたが、平成30年に536件と8年ぶりに500件を超え、令和元年（平成31年）は538件と過去10年間で最多件数となった。

令和2年においても、前年比+39件（+7.2%）の577件と増加傾向に歯止めがかからない状況にある。また、第13次労働災害防止計画（2018～2022年度）の3年目としても計画目標値とは程遠い結果となり、より一層の安全管理、災害防止活動への取組が求められる。

近年は、高年齢労働者の労働災害及び転倒災害が増加しており、令和2年における死傷者のうち50歳以上の労働者は291人で全体の50.4%を占めており、事故の型別では、「転倒」の162人（28.1%）が最も多く、次いで「はさまれ・巻き込まれ」が80人（13.9%）、「墜落・転落」が79人（13.7%）となっている。

また、令和2年の死亡災害については、4人の方の尊い生命が奪われており、死亡労働災害の撲滅を最重点とした労働災害防止の集中的取組の実施が強く求められている。

平成26年7月から開始した「宇都宮労働基準監督署管内『安全文化』推進運動」により、安全文化の構築について浸透が図られたものの、上記の状況から判断すると、労働災害全般の大幅な減少及び死亡労働災害の撲滅について最優先に取り組む必要がある。

このため、令和3年度は、当署管内の労働災害防止団体及び事業場が連携・協働して、急増している労働災害の増加傾向に歯止めを掛けるべく、「STOP!労働災害」を前面に打ち出したうえで、『安全文化』の確立を目指すこととする。

また、新型コロナウイルスの感染症拡大防止は職場におけるクラスターも発生しており、全体で取り組まなければならない課題であり、行政、各団体及び事業場において3密の回避等の基本的な対策に取り組む。

## 2 目的

- (1) 死亡労働災害を撲滅する
- (2) 休業4日以上労働災害を523件以下とする
- (3) 高年齢労働者の労働災害を減少させる
- (4) 転倒災害が労働災害全体で占める割合を減少させる

## 3 実施期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

## 4 主唱者

宇都宮労働基準監督署

## 5 主催者

一般社団法人宇都宮労働基準協会

## 6 後援者（25団体）

建設業労働災害防止協会栃木県支部宇都宮分会

建設業労働災害防止協会栃木県支部烏山分会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部宇都宮分会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部宇都宮中央分会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部宇都宮東分会

林業木材製造業労働災害防止協会栃木県支部宇都宮分会

林業木材製造業労働災害防止協会栃木県支部烏山分会

林業木材製造業労働災害防止協会栃木県支部那珂川分会

宇都宮労働基準監督署管内ゴルフ場労働災害防止協議会

宇都宮労働基準監督署管内木造家屋建築事業災害防止協議会

宇都宮地区プレス災害防止協議会

宇都宮食料品製造業災害防止協議会

宇都宮地区ゼロ災運動研究会

大谷石材安全協議会

一般社団法人清原工業団地総合管理協会安全衛生委員会

一般社団法人宇都宮工業団地総合管理協会安全衛生委員会

瑞穂野工業団地協同組合

宇都宮卸商業団地協同組合

富士見台工業団地工場連絡協議会

白沢工業団地協同組合

喜連川工業団地工業会

蒲須坂工業団地連絡協議会

宇都宮電設会  
宇都宮地区 T H P 推進協議会  
宇都宮労働基準監督署管内商業労働災害防止協議会

## 7 実施者

管内全事業場

## 8 主唱者・主催者の実施事項

### (1) 労働災害防止団体等連絡会議の開催

本運動の円滑な推進を図るため労働災害防止団体等連絡会議の開催し、それぞれの団体が実施している活動内容の報告や意見・情報交換を行う。

### (2) 各後援者のトップが表明する様式の作成及び掲示

主唱者は、後援者が主唱者に提出するための様式を作成して後援者に交付する。各後援者から提出された原稿は、主唱者の庁舎内に掲示する。

### (3) 「STOP!労働災害」ポスターおよび「私の安全行動宣言」カードの作成

主催者は、「STOP!労働災害」ポスターおよび「私の安全行動宣言」カードを作成して配布する。

### (4) 安全衛生セミナーの開催

法令改正や労働災害発生状況等を見据え、実態、状況に即した講習会等を開催し、事業場の安全衛生担当者を支援する。

### (5) 「産業安全大会」「労働衛生大会」の開催

主催者は、安全意識および労働衛生に関する意識を高揚させ、安全衛生活動を定着させるために、6月に「産業安全大会」、9月に「労働衛生大会」を開催する。

### (6) 実施要綱の周知、広報

会議・会合・安全パトロール等あらゆる機会を活用し周知・啓発を図るとともに、宇都宮労働基準監督署、宇都宮労働基準協会のホームページに実施要綱や活動内容、推進状況を掲載する。

### (7) 高年齢労働者対策および転倒災害防止対策の周知啓発

厚生労働省または栃木労働局などが作成したリーフレット等の配布等を行う。

### (8) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る啓発

厚生労働省で作成したリーフレット等の周知啓発に努める。

## 9 後援者の実施事項

### (1) トップによる「STOP!労働災害」の表明

各後援者のトップが主唱者から交付された様式 of 原稿に署名または記名して、主唱者に提出する。

### (2) 表明した内容の周知

各後援者は、トップが署名または押印した様式を、会報・ホームページ・メール・郵送などの方法で会員事業場に周知する。

### (3) 高年齢労働者対策および転倒災害防止対策の周知啓発

会員事業場に厚生労働省または栃木労働局などが作成したリーフレット等の配布等を行う。

### (4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るリーフレットの配布

会員事業場に厚生労働省で作成したリーフレット等の配布等を行う。

## 10 事業場での実施事項

### (1) 「STOP!労働災害」ポスターの掲示

本ポスターを目立つ箇所に掲示することにより、年間労働災害ゼロに向けた自主的安全衛生活動のモチベーションの維持向上を図る。

本ポスターは、月ごとに塗りつぶすことのできるポスターとなっているので、原則として以下の要領で塗りつぶすこと。

無災害の月…緑

不休災害が発生した月…黄

休業災害が発生した月…赤

### (2) 各事業場トップが表明した労働災害防止対策の実施

労使が一体となって、労働災害防止対策で掲げた事項に取り組む。

### (3) 「私の安全行動宣言」カードの携帯

各事業場の労働者は、本カードに宣言内容を記入して常時携帯したうえで、朝礼時や始業前などに宣言した内容を唱える。

### (4) 安全衛生セミナー等への参加

宇都宮労働基準監督署、宇都宮労働基準協会、後援者 25 団体が主催する各種セミナーや安全・衛生大会等に参加し、安全衛生管理、災害防止対策等に関する知識や技能を身につける。

**(5) 高年齢労働者対策および転倒災害防止対策への取り組み**

厚生労働省または栃木労働局などが作成したリーフレット等を参考にして対策に取り組む。

**(6) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取り組み**

厚生労働省において作成したリーフレット等を参考にして感染拡大防止に取り組む。

**(注)**

上記のうち

8 主唱者・主催者の実施事項

9 後援者の実施事項

10 事業場での実施事項

の内容の一部について、新型コロナウイルス等の影響により中止や延期等を行うことがある。